

国民年金だより



平成30年度における国民年金保険料の前納額について

国民年金においては、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納制度」を設けてあります。

平成31年度の国民年金保険料額が公表されたことに伴い、平成30年度における国民年金保険料の前納額をお知らせいたします。

この機会に、ぜひともお手続きください。

- ① **2年前納の場合の保険料額** (平成30年4月～平成32年3月分の保険料が対象)
 - ・口座振替の場合…377,350円(毎月納める場合より15,650円の割引)
 - ・現金納付の場合…378,580円(毎月納める場合より14,420円の割引)
 - ② **1年前納の場合の保険料額** (平成30年4月～平成31年3月分の保険料が対象)
 - ・口座振替の場合…191,970円(毎月納める場合より4,110円の割引)
 - ・現金納付の場合…192,600円(毎月納める場合より3,480円の割引)
 - ③ **6ヶ月前納の場合の保険料額** (平成30年4月～平成30年9月分の保険料または平成30年10月～平成31年3月分の保険料が対象)
 - ・口座振替の場合…96,930円(毎月納める場合より1,110円の割引)
 - ・現金納付の場合…97,240円(毎月納める場合より800円の割引)
- ※クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額になります。

※各種お手続きにつきましては徳島南年金事務所へご相談ください。

☎088-652-1511(音声案内①→②)

知ってください 発達障がいのこと

発達障がいとは、社会性(人とスムーズに関わる力)・コミュニケーションの力・想像力の弱さや、自分の気持ち・行動のコントロールの苦手さ、感覚の極端さ等、さまざまな発達上の特徴が極端に現れた状態のことです。

- 例えば…
- ・保育所でお友達と遊ばず、いつも一人で遊んでいる
 - ・授業に集中できず、立ち歩いてしまう
 - ・読み、書き、計算などの一部だけが苦手
 - ・会話のやり取りが苦手で、好きな話題の時だけ一方的に話す
 - ・「空気が読めず」マイペースな行動で、人間関係がぎくしゃくしている 等

発達障がいは、脳機能(使い方)の障がいであり、本人の怠けや親のしつけ等から出てくるものではありません。しかし「わがまま」、「融通が利かない」と誤解されることも多く、本人や家族が辛い思いをしていることもあります。誤解をなくし、お互いが過ごしやすいようにするためにも正しい情報を知っておくことが大切です。

「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まであらゆる年齢層の方の、家庭生活や学校生活、就労に関する御相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5箇所でも移動相談も行っています。詳細は電話にてお問い合わせください。

ハナミズキ：小松島市中田町新開2-2 ☎0885-34-9001

アイリス：美馬市美馬町字大宮西100-4 ☎0883-63-5211



毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、4月2日から8日は「発達障害啓発週間」です。徳島県においても、行政機関のほか、親の会や支援団体等により各種イベントが企画されています。当センターにおいては、平成30年4月7日(土)10時から 文化の森 21世紀館にて、「とくしま発達障がい啓発イベント2018」を開催します。自閉症の息子と家族の苦闘を捉えたドキュメンタリー映画「ぼくと魔法の言葉たち」上映会のほか、パネル展・作品展、個別相談会等実施します。詳しくは、ホームページ【徳島県発達障がい者総合支援センター】で検索を!

